

令和6年1月22日

▼タイトル

指名競争入札等に係る業者の指名停止について

▼概要

高島市建設工事等指名停止要領に基づき指名停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1. 指名停止措置業者 株式会社石居設計
委任先：高島営業所
(滋賀県高島市今津町下弘部232番地)
2. 指名停止の理由 指名停止要領第2条 別表第2 第11項
【その他】
滋賀県発注の総合評価方式による競争入札の実績要件の確認資料として、契約履行していない架空の業務をテクリスに登録し、その業務を同種業務の実績として提出したことは、有資格業者に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。
3. 指名停止期間 令和6年 1月22日 から
令和6年 3月21日 まで(2か月)

▼問い合わせ先

- 所 属： 総務部 契約検査課
- 担 当： 古我
- 電話番号：0740(25)8501
- ファックス：0740(25)8100

高島市建設工事等指名停止要領（抜粋）

第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員（法人の代表権を有する役員または代表権を有しないその他の役員もしくは支店等の代表権を有する者をいう。）もしくはその使用人（以下「有資格者業者等」という。）が、別表第1および別表第2（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表の措置要件の区分に応じ、同表の指名停止期間の欄に掲げる期間について指名停止を行うものとする。

別表第2（第2条関係）

(その他)	
<p>11 <u>有資格業者の役員に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</u></p> <p>※「有資格業者の役員」とは、有資格業者または有資格業者の役員のことである。</p>	<p><u>2月</u></p>